9 産業廃棄物の中間処理とは

焼却、乾燥、破砕等の中間処理をするときは、廃棄物処理法で産業廃棄物の種類又は 処理方法ごとに定められている**中間処理基準**に従って適正に処理しなければなりませ ん。

廃棄物の処分

廃棄物を焼却、乾燥又は、破砕等を行う「**中間処理**」のほかに、廃棄物を埋め立てる「**埋立処分**」、「再生」などがあります。

[解説]

◎産業廃棄物の主な中間処理基準

[令6条第2号、6条の5第2号]

- ・産業廃棄物が飛び散ったり、流れ出したりしないようにすること。
- ・産業廃棄物や汚水が河川等に流出したり、地下に浸透しないようにすること。
- ・悪臭が発生しないようにすること。
- ・焼却するときは焼却設備を用いて行うこと。
- ①焼却設備の構造基準及び焼却方法

ア 焼却設備の構造

- 7) 空気取入口及び煙突の先端以外に焼却設備内と外気とが接することなく、燃焼ガスの温度が 800℃以上の状態で、産業廃棄物を焼却できるものであること。
- (1) 燃焼に必要な量の空気の通風が行われるものであること。
- ウ)産業廃棄物が燃焼しているときに、燃焼室に産業廃棄物を投入する場合には、外気と遮断された状態で、定量ずつ産業廃棄物を燃焼室に投入することができるものであること。
- I) 燃焼室中の燃焼ガスの温度を測定するための装置が設けられていること(ただし、製鋼の用に供する電機炉等を用いた焼却設備を除く)。
- t) 燃焼ガスの温度を保つために必要な助燃装置が設けられていること (ただし、加熱することなく燃焼ガスの温度を保つことができる産業廃棄物のみを焼却する焼却設備又は製鋼の用に供する電機炉等を用いた焼却設備を除く)。

イ 焼却の方法

- 7) 煙突先端以外から燃焼ガスが出ないように焼却すること。
- (1) 煙突先端から火炎又は黒煙を出さないように焼却すること。
- り) 煙突から焼却灰及び未燃分が飛散しないように焼却すること。
- ② 中間処理基準を満たさない焼却の禁止(P41参照)
- ③ 廃棄物処理法で定める産業廃棄物焼却施設の設置(変更)に当たっては、知事又は政令市長の設置 (変更)許可が必要です。また、許可施設には環境省令で定める資格を有する技術管理者を置かな ければなりません。⇒許可施設の基準 (P32参照)
 - ※中間処理した後の「灰(燃え殻)」や燃え残りも産業廃棄物であり、法に従った処分が必要です。
 - ※産業廃棄物の焼却炉を設置するときは、大気汚染防止法やダイオキシン類対策特別措置法の届出が必要となることがあり、ばいじん等の排出基準を遵守しなければなりません。
 - ※他人の廃棄物の中間処理を行う場合は産業廃棄物処分業の許可等が必要です
 - ※産業廃棄物の中間処理のための保管にも保管に係る基準が適用されます(P21参照)。

水銀廃棄物の適正処理について

水銀に関する水俣条約に対応するため、廃棄物処理法政省令が改正され、平成29年10月1日以降、水銀使用製品産業廃棄物(蛍光管、一部の電池等)及び水銀含有ばいじん等は委託契約書等への明記、分別保管、水銀等の飛散防止措置及び水銀の回収(一部製品及び一定濃度以上のばいじん等のみ)が義務付けられました。 詳しくは、環境省HP(https://www.env.go.jp)から、水銀廃棄物関係のページをご覧ください。



《不適正な処理の例》

土場の上での焼却、ドラム缶・一斗缶・簡易焼却炉での焼 却などがこれに当たります。

10 産業廃棄物の埋立てとは

産業廃棄物を埋め立てるときは、廃棄物処理法に定める埋立処分基準に従って適正 に行わなければなりません。

廃棄物の埋立て

廃棄物の種類に応じた「最終処分場」で埋め立てなければなりません。

最終処分場は、「一般廃棄物の最終処分場」と、埋め立てる産業廃棄物の種類に応じ、「安定型最終処分場」、「管理型最終処分場」及び「**遮斷型最終処分場**」に区分されています。

[解説]

- ◎ 産業廃棄物を自ら埋め立てるとき
- ①産業廃棄物の種類に応じた最終処分場で行わなければならないこと。

最終処分場を設置するときは、どんな小規模な施設でも知事等の許可を受けて設置しなければなりません。

②産業廃棄物の埋立処分基準に従わなければならないこと。

埋め立てる量の多少にかかわらず遵守しなければなりません。

また、施設の設置許可を受ける必要がなかった平成9年12月1日以前に設置された小規模処分場でも、埋立処分基準に従わなければなりません。

[埋立処分基準]

- ア 周囲に囲いをするほか、埋立場所であることを表示すること。
- イ 産業廃棄物が飛び散ったり、流れ出したりしないようにすること。
- ウ 産業廃棄物や汚水が河川や地下に浸透しないようにすること。
- エ 悪臭が発生しないようにすること。
- オ ねずみ、蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。
- カ 廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を除く)、ゴムくずは概ね 1 5 cm以下に破砕するなどしてから埋め立てること。
- キ 有害な産業廃棄物は、有害物質が溶出しないようにすること。 (一部除外あり)
- ク 廃油・廃酸・廃アルカリは埋立しないこと。 (一部除外あり)
- ケ 必要な設備を設置すること。 (一部除外あり)
 - ・埋立地からの汚水の浸出を防止することができる遮水工を設けること。
 - ・汚水を有効に集めることができる集水管、浸出液処理設備等を設けること。
 - ・地表水が埋立地内に流入しないように開渠その他の設備を設けること。
- コ 放流水質を一定の基準に適合させた後、放流すること。 (一部除外あり)
- サ 周縁地下水の水質を確認し、水質の悪化が認められる場合には、その原因の調査等必要な措置を講ずること。 (一部除外あり)
- シ 石綿含有産業廃棄物を最終処分場で埋め立てる場合、一定の場所で分散しないように埋め立て、飛散・流出しないよう土砂で覆うなどの必要な措置を講ずること。
- ③自分の産業廃棄物以外に他人の産業廃棄物を埋立処分するときは、産業廃棄物処分業の許可を受けな ければなりません。
- ◎ 産業廃棄物処分業者が廃棄物を埋め立てるとき

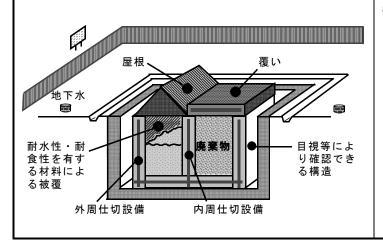
産業廃棄物処分業者が埋め立てるときも、同様に施設の許可を受けるとともに、埋立処分基準を遵守 しなければなりません。

安定型最終処分場の埋立

安定型最終処分場で埋立処分ができる廃棄物は、**廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類**の安定5品目のみです。ただし、上記5品目に該当していても、**自動車等破砕物、廃プリント配線板、廃ブラウン管、鉛蓄電池の電極、鉛製の管又は板、廃石膏ボード、廃容器包装、水銀使用製品産業廃棄物**は埋め立てることができません。安定型最終処分場で埋立処分を行う場合は、埋立ができない廃棄物の付着、混入を防止するため、展開検査の徹底など、必要な措置をとらなければなりません。

処分場の種類 埋め立てできる廃棄物など 一般廃棄物の最終処分場 全ての一般廃棄物 安定型最終処分場 (産業廃棄物) 廃プラスチック類、ゴムくず、金属 くず、ガラスくず、コンクリートくず 及び陶磁器くず、がれき類の安定5品 目の埋立 ただし、自動車等破砕物、鉛はんだ 展開検査場 雨水等排水設備 を含むプリント配線板、廃石膏ボー ド、水銀使用製品産業廃棄物等を除 **く**。 〇埋立地内部の雨水等排出設備 地下水 えん堤 ○浸透水の採取設備 安定型産業廃棄物以外の混入等を確認す 浸透水採取設備 るため、埋立られた廃棄物層を通過した 雨水等の採取設備とする。 管理型最終処分場 (産業廃棄物) 燃え殻、汚泥、紙くず、木くず、繊 維くず、動植物性残さ、鉱さい、動物 のふん尿、動物の死体、ばいじん、廃 石綿・石綿製品 などの埋立 地下水 〇遮水工 側溝 覆土 遮水層の構造、厚さ、透水係数など基準 浸出液処理設備 に適合した材料で、二重構造とすること 調整池 廃棄物 〇遮光性不織布等の敷設 遮水エ 〇地下水集排水設備及び保有水等集排水設 備の設置、保有水の水量及び水質の変動を • 調整する調整池の設置、維持管理計画に適 地下水集排水設備 保有水等集排水設備

遮断型最終処分場(産業廃棄物)



有害物質を一定基準以上を超えて含 む産業廃棄物の埋立

合が可能な構造の浸出液処理設備

水銀又はその化合物(中間処理したものに限 る。)カドミウム又はその化合物、鉛又はその化 合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素 又はその化合物、シアン化合物(中間処理した ものに限る。)、セレン又はその化合物など。

PCB廃棄物、ダイオキシン類を含む廃棄物 感染性廃棄物は埋め立てられません。遮断型で 何でも埋め立てられるわけではありません。

- 〇厚さが35cm以上の水密性を有する鉄筋コ ンクリート製、埋め立てた廃棄物と接する 面の腐食防止
- 〇目視等により点検できる構造
- ※一般廃棄物処分場では、設置者である市町村が認める場合、産業廃棄物を処分することができます。
- ※産業廃棄物処分場では、一般廃棄物処分業の許可を取得し、一部の産業廃棄物と同様の性状を有する一般廃棄物 を埋め立てる場合、あらかじめ都道府県知事に届け出ることで、この一般廃棄物を処分することができます。